

第11回広島大学ホームカミングデー企画 法科大学院講演会 「裁判の実際～裁判官が大切にしていることを中心に～」

小久保 孝 雄

はじめに

第1 公正な裁判

- ・ 正義の像の意味するもの
- ・ 目隠しをした女神

第2 廉潔性

第3 裁判の独立

- ・ 意義
- ・ 大津事件
- ・ 浦和事件
- ・ 裁判所内部の監督権と裁判の独立

第4 後進の育成

おわりに

平成29年11月11日(土)に、第11回広島大学ホームカミングデー企画(法科大学院講演会)として、東千田未来創生センターにおいて、前高松高等裁判所長官であり、広島大学大学院法務研究科顧問教授である小久保孝雄氏を講師に迎え、「裁判の実際～裁判官が大切にしていることを中心に～」を開催しました。本稿は、当日のテープ録音をもとに、その概要を報告するものです。(なお、講演会に引き続き行われた、フロアーとの質疑応答については、紙幅の関係上、省略させていただきました。)

【広島大学大学院法務研究科長あいさつ】

皆さん、こんにちは。広島大学大学院法務研究科の秋野です。本日はご多忙

にもかかわらず、第11回広島大学ホームカミングデー講演会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。広島大学のホームカミングデーは、広島大学と広島大学校友会が主催する年に1度の、広島大学に関わる全ての方々との交流のイベントです。卒業生の方々には、母校で懐かしい同窓生や恩師と旧交を温めていただき、一般の皆様には、広島大学について、より広く、深く知っていただく機会ということになります。本日は、前高松高等裁判所長官の小久保孝雄先生に「裁判の実際～裁判官が大切にしていることを中心に～」と題して、ご講演いただきます。小久保先生は、昭和50年3月、広島大学政経学部をご卒業、昭和54年3月に大学院法学研究科を修了されています。その後、司法試験に合格されまして、大阪地裁、あるいは東京地裁の判事を歴任され、司法研修所の教官を経験された上で、平成28年の5月に高松高等裁判所長官に就任され、平成29年、本年8月31日に退官されておられます。現在は、広島大学大学院法務研究科の顧問教授をお願いいたしております。我々の法務研究科は、今、司法試験の合格者を増やす、あるいは法曹として、より質の高い人材を輩出するというところで教育改革を行っておりますけれども、その教育改革のスーパーバイザーとして、貴重なご意見を賜っているところであります。本日、短い時間ではございますけれども、当イベントが皆様にとりまして有意義な時間となりますことを願っております。これをもって挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

【小久保孝雄氏（広島大学大学院法務研究科顧問教授）のご講演】

はじめに

皆さん、こんにちは。今、秋野研究科長の方からご紹介をいただきました、広島大学大学院法務研究科顧問教授の小久保孝雄と申します。本日はホームカミングデーということですが、私自身も広島大学の出身者です。法学部、

経済学部の前身に当たる政経学部を卒業し、また大学院法学研究科を修了させていただきました。本日はどうぞよろしく申し上げます。

さて、本日の演題は「裁判の実際～裁判官が大切にしていることを中心に～」とさせていただきます。裁判官が裁判をするに当たって大切にしていることは、大きく分けると「技術」の面と「精神」の面があります。裁判官は法律実務の専門家ですから、法律実務の専門家として例えば法廷技術を大切にすることは当然のことですが、その技術を駆使するに当たっては、これを支える裁判に対する心構えの面、精神の面を忘れてはならないと思うわけです。それは「司法裁判所の不易」ともいうべきものでもあります。不易という言葉は、変えてはいけないものという意味ですが、司法裁判所の不易とは、裁判所という組織で、裁判官が裁判をするに当たって、常に意識しなければならない価値、裁判所にとって変えてはいけない価値は何かということです。変えてはいけない精神的な価値は、様々に考えられますが、本日は50分ほどの時間ですので、そのうち3点ほどを取り上げてみたいと思います。

第1 公正な裁判

写真をご覧ください。皆さんはこの像をご存じでしょうか。これは、最高裁判所の正面玄関から入ったところ右手にある女神の像です。著名な彫刻家である圓鏗勝三氏の作品で、右手に剣を、左手には天秤を持っており、その台座には「正義」と書かれています。この像は、ギリシャ神話に出てくる法の女神であるテミスイメージしたものだとされています。この像の意味するものは何かということ



ですが、裁判の公正さを表している像とされています。まず、この剣の意味について、最高裁判所のホームページを見ると、正邪を断じる、その印だという趣旨のことが書いてあります。「正しい」と「邪心」の「邪」。正邪を断じる、そういう象徴が剣だといっています。一方、イェーリングは、かつて「剣なき秤は法の無力、秤なき剣は単なる暴力」といったそうです。そのような面から見ると、この剣には正義を強制的に実現する力というような意味合いが込められていると読みとることも可能なように思われます。私は法哲学の専門家ではないので、正義とは何かということ、ここで論じることはできません。本日は天秤の方の話をしてみたいと思います。

天秤というのは、公正、公平を表す、要するに釣り合いがとれていることを表しています。裁判にとって最も本質的なことで、かつ裁判官が最も注意しているのは、この天秤の感覚です。天秤は、実は弁護士のバッジの中にもあります。弁護士のバッジの中央部分には天秤が描かれています。司法にとって本質的なものだというのは、そういうことから見てとれるのではないかと思います。ちなみに、弁護士バッジの周りにはヒマワリをあらわしています。日弁連のホームページによると、ヒマワリは自由と正義の象徴である、秤は公正と平等の象徴であると、こう書いてあります。

さて、裁判にとって最も重要なのは、この公正・公平ということになりますが、その公正の表れる場面は、大きく分けると、実体面と手続面とに分けられます。実体面というのは、例えば、刑事裁判でいうと、ある人が殺人罪を犯した場合、殺人の法定刑は「死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処す。」(刑法199条)と定められている。人を殺した場合には、様々な事情があるわけですが、その事情も踏まえた上で、罪と刑とを秤にかけてみて、犯した罪に対し、科される刑が法定刑の枠の中で重過ぎてはいけないし、軽過ぎてはいけないのです。こういう視点に立ってのものの見方が秤の考え方の一つの表れ方です。民事裁判では、利益衡量とか、バランスの取れた判断という言い方をします。裁判で一番大事なことは、この秤、バランスの感覚です。

裁判官は、この秤の観点から悩むことが多いのです。例えば、ヘイトスピーチというものがあります。ヘイトスピーチというのは、およそ憲法の保障する言論の自由の枠を超えた言動であって、差別的な発言が許容できないということは、誰しも同じように思うはずで、しかし、だからといって直ちに全面的に制限してしまえばいいかというと、そう短絡的に結論を導かないのが、法律家の思考方法です。ある事柄を制限すると、それが他にどのような波及をするかということを考えるのです。あるいは、ある事柄を制約すると、別の弊害を生じないかということを考えるわけです。ヘイトスピーチの制限はそのこと限りで見たら正しいかもしれないが、制限する場合の要件を十分に検討しておかないと、憲法上の重要な権利である表現の自由に対する脅威になるという心配をしなければなりません。権利を制限をするときに、法律家的なセンスというのは、他への影響とか、別の弊害があるのではないかということ丁寧に検討して、どの範囲で、あるいはどういう方法で制限すべきかということ、常に考え続けなければなりません。視野を広く、視点を高くして、判断しなければならないのです。ヘイトスピーチの議論で裁判所が苦勞するのは、まさにこの観点からの判断です。それは利益衡量をしたり、秤にかけるようにしてバランスを保つ作業をしているといつてよいでしょう。

こういうバランスは、簡単に取れそうに見えるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。なぜかという、もう少し時代を遡ってみれば、比較的日本人の価値観というのは均質でしたから、正解らしいものが意外に簡単に導き出せたかもしれない。しかし今の時代はどうでしょうか。価値観がものすごく多様化して、しかもその変化のスピードが速いのです。昨日までは正しかったことが、今日になると、正しくない、妥当でないということはいくらでもあります。このように考えてくると、この像の持っている天秤というもの、あるいは弁護士のバッジの真ん中に描かれている天秤というものが、法律家にとって大変重要なものだということが、おわかりいただけるの

ではないでしょうか。

裁判官は、決めなければならない職分です。結論としては、一刀両断に決める場合であっても、結論に至る思考過程では、常にバランスをとるということをおぼろげに心に掛けています。法律家の仕事は、裁判官のみならず、検察官であろうが、弁護士であろうが、あまねくそういう仕事ではないかと思えます。

今、実体面からお話をしましたが、もう一つは、手続面です。手続面というのは、裁判官の感覚としては大変大切なものです。結論は、原告を勝たせるか、被告を勝たせるか、大抵二つに一つですが、負けた方の当事者が、たとえ裁判官の出した結論自体には納得しなかったとしても、手続を公正・公平にしてもらった、言い分を十分に聞いてもらったと思ってもらえるような手続運営の上に立って、裁判をしなければならないというのが我々裁判官に対するミッションです。手続面に公正さ、正義が求められるのは、納得を得られる裁判となるための重要かつ不可欠の要素であって、その意味で、手続面の公正さは重要です。

さて、「正義」の像をもう一度見てください。ちょっと会場からは見にくいかもしれませんが、女神の目の部分がどのようにになっているか、わかりますか。

実は、この女神は目をつぶっています。この像の原型となったとされるギリシャのテミス像は、世界中の様々な時代、場所で、まさに時間と空間を超えて造られているものですが、目をかっと見開いた女神像もありますが、一方で、目を閉じるだけではなく、目隠しをしている女神像も多くあります。最高裁の「正義」の像は目隠しこそしていませんが、目はつぶっています。目をつぶっていますから、私は目隠ししている像と同じだと思いますが、この目をつぶっているということの意味について、見えないのではなく、意識して見ないのだと言われています。これも公正・公平な裁判を行うに当たって、本質をついた言葉だと思います。日本でも同じような話があって、江戸

時代に京都所司代を務めた板倉重宗が裁判をするに当たって、灯り障子で遮られた場所から訴人の話を聴いたという逸話が伝わっています。

裁判というのは、周囲にあるごちゃごちゃとした事柄に惑わされることなく、目をつぶって、澄んだ心で人の訴えを聞くものであると。目が見えない状態だと、例えば身なりが貧しいとか、立派そうに見えるとかの外見に左右される余地がなくなり、真実は何かということを見出しやすくなるはずだ、だからあえて見ないというのが、目隠しをした像の意味するところだと言われています。最高裁の「正義」像もそのような意味で目をつぶっているのでしょう。

しかし、一方で、テミス像、この正義の女神、公正の女神の像に、目隠しをしているものがあるということには歴史的な経緯があって、これはむしろ司法が見るべきものを見ずに、不当なあるいは不公正な裁判をしたということへの批判的な象徴としての像であるとも言われているようです。これはものの本に書かれていたのですが、16世紀ごろから、女神の像の中には目隠しをした像が現れるらしく、その後は、目を開いている女神像と目隠しをした女神像とが、混在した状況になり、現在に至っているようです。

そこで、翻って考えてみると、私はやはり裁判では判断者は目は開いていなければならないと思います。裁判の仕事というのは、目をつぶってする仕事ではなくて、やはり目を大きく開けて、しっかり見る仕事だと、私には思えるわけです。だから、歴史的にこの女神の像の目がかっと見開いているというのが始まりだとしたら、やはりそれが司法の本来の姿です。その場合、いろいろな雑音に惑わされて、裁判が歪むことはありませんか、立派な身なりをしている人を勝たせたりしませんか、という心配をされる向きもあるかもしれません。しかし、それは日本のような職業裁判官については杞憂ではないかと思っています。職業裁判官は、ものごとを客観的な資料から論理的に見るという訓練を一生涯にわたってやっています。したがって、そういうご心配は基本的に要らないのではないかと思っていますが、我々裁判官が常に自

戒を求められている視点の一つだと思います。

そういうわけで、この女神の像は、なかなか奥深く、いろいろなことを考えるきっかけを与えてくれる像だと思うわけです。

タロットカードをご存じでしょうか。タロットカードの中にも女神の像があります。「正義」のカードですが、その女神の像は目を開けています。タロットカードかなり起源が古いカードのように思えます。一番古い時代の女神像はすべて目を開けていたといいますから。

第2 廉潔性

次に、目次にある「第2 廉潔性」というところに入ります。司法の廉潔性の話は、本年3月の第76 回広島大学講演会でも少し触れさせていただきました(同講演会「第3 1 裁判所の不易とは何か-裁判所を支える価値観」も参考にしてください)。私は裁判所内部の研究会等でもよく話題に取り上げて話しをしています。裁判官を36年ほど務めさせていただきましたが、やはり廉潔性は日本の裁判にとって最も大切なことの一つだと思っております。本日は多くの方が初めて私の話を聴かれると言うことですので、ここでも廉潔性の問題に触れておきたいと思えます。

私が大阪地裁の建築調停部の部総括裁判官をしているときに、法務省の法総研国際協力部から、アジアのある国が、日本では調停制度が成功していると言われているので、調停制度の仕組みを説明してほしいという趣旨の依頼を受けたことがあります。そこで、講演をする機会をいただきました。日本で調停の運用が成功している理由として、日本人の穏和で争いを好まない国民性を理由にあげる方もおられますが、日本でも財産の帰属で揉めたら、当事者は徹底的に争います。国民性で日本の調停制度がうまくいっているという説明では不十分だと思いました。そこで、そのとき、なぜ日本で調停制度がうまく機能しているのかということを考えてみました。

まずは、制度、インフラが日本ではしっかりしていることが指摘できます。制度、インフラというのは具体的にどういうことかといったら、要は民法があるでしょう、民事訴訟法があるでしょう、判例があります。判例はちゃんとした本になったり、データになったりして、国民誰もが見ることができますね。また、法曹一元、つまり、裁判官が弁護士と同じ司法修習を経た者から任官する仕組みになっていますね。こういうことが重要です。調停制度が機能するのは、事件についての見通しが立つということが前提です。事件についての見通しが立つということは、実体法が整備されていなければなりません。実体法のない国では、事件の見通しを立てようがないのです。そして、次に実体法の基本的な適用がどうなっているかが大切です。すなわち判例法が大事です。また、実体法に従った結果を実現する手続法が整備されていることが必要です。さらに法曹一元になっている点がなぜ大事かという、弁護士と裁判官が同じ事案について同じように考える素地があることにつながるからです。だから、日本では、調停制度が運用される前提として、このようなインフラが整備されていることに大きな意味があります。

次に、私はこのような制度の説明をすると同時に、調停に関する技術面の説明をその国の人にしました。交互面接というのを、皆さんご存じでしょうか。調停をするときに、日本では裁判官や調停委員が、申立人・相手方と個別に面談しています。これを交互面接といいます。申立人側も相手方側も、相手がいなくて裁判官等と話すので、率直な話ができる、本音が聞ける仕組みとして交互面接があるわけです。そこで、交互面接という仕組みを取り入れるのは調停を成功に導く有効な方法であるから是非取り入れたらどうかという話をしたのです。すると、その某国の方が私に、「申立人と相手方をばらばらに入れて話を聞くなんてことは、およそできないことである。」と言うわけです。なぜだと思いませんか。ここに日本の裁判の誇るべき点があると思います。その某国では申立人と相手方から個別に話を聞いたら、裁判官が賄賂をもらおうと思っているというのです。それは某国の国民一般があまね

くそのように思っている。だから、交互面接のような技法は使えない、というわけです。

翻って日本で交互面接がなぜ成り立っているかといったら、日本では国民の誰が、裁判官が申立人と相手方から個別に話を聞くと賄賂をもらおうと思うのでしょうか。我が国では誰も思わないと思います。我々の裁判は、国民の皆さんが裁判所は信頼できる、裁判官が賄賂をもらって裁判を歪めるようなことはしないということを、改めて確認するまでもなく、いわば水や空気のように当然のこととってもらえる、そういう空間で裁判の仕事をさせていただいているということです。私は、若い裁判官に、裁判所で仕事をさせてもらえることはありがたいことですよ、国民の皆さんの信頼のもとに仕事をさせてもらえる、それが我々の誇りだよ、こういう裁判所の信頼を次の世代に受け継いでいくのが我々の役割ですよと。そして、それと同時に、さらに考えてほしい。このような信頼は、ここにいる我々がつくったものでしょうか。日本の裁判所（司法）は100年以上の歴史があるけれども、100年以上の歳月をかけて、我々の先輩裁判官がつくりあげてきたのが、今述べたような国民の皆さんから得ている信頼です。信頼されている中で取り組める職分だからこそ、我々は自分自身をよく鍛えて、立派な裁判をしていかなければならないという話をするのです。我々が裁判所で仕事をさせていただくに当たって、常に原点として意識しておくべきことではないかと思ってきました。こういう裁判所に対する信頼感があって、はじめて裁判の中立性の議論ができたり、廉潔という議論ができたりすると思っています。今お話しした廉潔性は先輩裁判官が大切に我々に伝えてくれたからこそ、今の我々があるということを忘れないようにしたいと思います。だから、我々はこの信頼をしっかりと護って、次の世代に伝えていく必要があるのです。

そして、それと同時に、私はいつも外観が大事だと言っています。公平とか中立というのは、実質的にそうであるというだけでは足りません。もちろん公平・中立らしく見えるが実質を伴っていないのは許されません。しかし、

中身があるだけでは足りない。そのように見えなければなりません。国民はその外観をもって我々を判定しています。それと、我々が受け継いできた伝統とが合わさって、今も信頼できると思ってくれるのです。我々が恙なく裁判運営できるのは、この国民からの信頼があるからと思っています。

そういうわけで、この司法に対する信頼の問題は、司法の不易です。そして不易の思想は、一般の民間会社でも同じことだと思います。本来は安心・安全を企業の不易として最も大切にしなければならない企業体が、コストとか納期を護ることを第一に考えて、不易とすべき部分をないがしろにしてきたということが各方面で露見しています。不易な部分をないがしろにした結果、今何が起きているでしょうか。その企業は、商品やサービスに対する基本的な信頼を失墜し、その存立さえも危ぶまれるような事態に陥っているのではないのでしょうか。裁判所に限らず、あらゆる組織はその組織体にとって変えてはいけないもの、不易をきちんと守るという姿勢が大事だと思います。

第3 裁判の独立

それでは「第3 裁判の独立」という項目に進みます。

日本国憲法第76条3項には「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とあります。この条文が裁判の独立に関する憲法上の基本的な条文です。さらに日本国憲法78条には裁判官の身分保障に関する条文があり「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない」とあります。ほかにも最高裁判所に規則制定権がある（憲法77条）など、憲法上、いくつかの裁判の独立に関する規定が置かれています。大日本帝国憲法（明治憲法）にも「裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分

ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ」(58 条 2 項) と定めてありました。裁判の独立は、明治憲法時代から連綿と続いている、裁判に関する最も基本的なルールの一つです。

まず、裁判の独立に関して、一つは広い意味の独立といわれていますが、立法権や行政権から、裁判官は不当な干渉を受けてはならないというルールとして整理できます。大津事件というのは、多くの方がご存じの出来事かと思えます。明治 24 年に、日本を訪問中のロシア皇太子が、滋賀県大津市で、その警備を担当していた警察官にけがをさせられたという事件です。当時の刑法では、謀殺未遂に該当する犯罪で、法定刑に死刑は含まれていませんでした。ところが、時の政府は裁判所に対して、当時、強国のロシアの皇太子にけがさせるとはとんでもないと、このような人物には謀殺の規定ではなく、法定刑に死刑を含む皇室に対する罪を適用して死刑にすべきだと、裁判所に対し圧力をかけたのです。これに対して当時の大審院長(今でいう最高裁判所長官)の児島惟謙は、司法に対する政府の干渉は絶対に認められないとして、担当裁判官に対し、通常の謀殺未遂を適用すべきだと説得したということです。その結果、被告人は無期懲役に処せられました。この児島惟謙という人は、政府、行政からの裁判干渉に対して、司法部の独立を守った人物として、教科書等でも肯定的に紹介されています。

さらに、国会との関係では浦和事件があります。浦和充子という女性が、自分の幼児 3 人を殺し、自分も自殺を図ろうとしたけれども、死にきれずに自首したもので、経緯を聞いてみると、夫が家財全般を処分して、博打打ちになったものだから、奥さんが生活に困窮して子ども 3 人を殺してしまったという事件です。この事件を担当した裁判所は、被告人に対し「懲役 3 年、執行猶予 3 年」という判決をくだして、被告人に実刑を科さなかったのですが、この判決に対し、昭和 24 年に参議院法務委員会が国政調査権を行使して、このような事件で執行猶予を付すべきではない、量刑が軽きに過ぎるというような意見を発表して、裁判所を非難したのです。これに対し、最高裁判所

が猛抗議して、個別の事件について、その量刑が重いとか、軽いかいいうのを、国会がものを言うことは許容できないとしたものです。学者も概ね最高裁の考え方に同調しました。

このように、立法権や行政権から司法の独立を守るというのは、もう今では議論する余地がないぐらい、確立した憲法上のルールとなっています。

さらに、もう一つ次のような問題があります。レジユメには「裁判所内部の監督権と裁判の独立」と書いておきました。これも憲法の教科書に必ず出てくる事件を紹介しておきます。昭和44年に起こった平賀書簡事件です。この事件は、当時、札幌地方裁判所の所長であった平賀裁判官が、同僚の裁判官が、ある事件について判断するに際し、同裁判官に書簡を送って、その事件の結論について、こうすべきではないかという助言をしたという事件です。これは、裁判所長が個別の事件について裁判干渉をしたのではないかとされ大きな問題になり、最終的には平賀所長は更迭されました。これは我々が最も裁判所の運営で留意している事柄の一つである「裁判所内部での裁判の独立」に関する問題です。私は、京都地方裁判所長、つまり平賀裁判官と同じ裁判所長の立場にあったことがあります。また、高松高等裁判所長官も務めさせていただきました。高松高裁長官は、四国4県の全裁判官を束ねる仕事をされるわけですが、長官とか所長の立場で最も気を配ったことは、個別の裁判に対しては絶対に口を出さない、口を出したように誤解されるような振る舞いもしないということでした。ともかく、長官や所長は、同僚の裁判官に自由に裁判してもらえるように環境整備を担う職分であり、自由な裁判を護ることこそが裁判の価値を高めることであるということは、今はもちろん、これまでも裁判所の中で最も大切にされてきた基本ルールの一つです。

ただ、これには配慮が必要な点があって、個別事件の裁判内容に口を出さないのは当然だけれども、しかし、時に未熟な訴訟運営をしてしまった若手の裁判官に対しては、将来、さらによりよい裁判をしてもらうためにも、先輩裁判官としての的確なアドバイスをする必要がある場面があるはずだという

ことです。裁判の独立と裁判官の育成の問題のバランスをどう取るか。これが大きな問題だと感じています。先ほどの児島大審院長の話を思い出してみてください。児島大審院長は、担当裁判官に対し、政府のいうことを聞かなくと説得したと言うわけですから、これは裁判干渉と言われても仕方がない振る舞いだったと思われるのです。

そういうわけで、この司法の独立の問題というのは、微妙な問題を包蔵している点があります。私たち、経験年数が長くなった裁判官は、若い裁判官の裁判内容には絶対に干渉しないということを取りわけ大切な価値と考えてきました。一方で、干渉はしないけれども、裁判に関して気が付いたことは、きちんとアドバイスするという、このバランスをどのように取るかという点が難しいのです。裁判を3人の裁判官の合議体で行ういわゆる合議事件の場合は、3人が同じ事件の担当者ですから、意見を戦わせるのは干渉でも何でもありません。それぞれの裁判官の意見が異なるときは、率直に相互に指摘し合えばよいのです。3人にとってそれぞれ自分の事件だからです。問題は一人で審理する単独の事件の場合です。ここに微妙な問題が集約されていると思いますが、私は陪席裁判官には、遠慮なく事件のことを相談するように勧めてきました。そして、若い裁判官からの相談を受ければ、率直に自分の知っていることを伝えるようにし、知らないことについては一緒に調べるようにしていました。

第4 後進の育成

以上が、裁判官として大切にしなければいけないと思っている事柄です。こういう事柄を後進にいかにつたえ、いかにアドバイスし、そして育成していくかということが課題なわけですが、専門家の育成に大切なことは、どの専門家でも同じだと思いますが、結局は、経験20年の裁判長が若い裁判官に対し、自分の背中を見せながら、伝えるべきものを伝えていくという作業を地

道にやるしかないのです。そして、伝えるべきものは、単に技術だけでなく、自分たちの組織がもっている価値、裁判官魂とでもいうべき志の部分を、どうやって伝えるかということが大切だと思っています。裁判官の場合には裁判官の独立という、絶対に我々が守り抜かなくてはならない価値がありますから、そのルールを乗り越えないように意識する必要があります。

裁判官は、任官後最初の5年間は一人では裁判することはできませんが、6年目からは一人で裁判をすることも多くなります。そういう若手裁判官に対し、裁判所は裁判の独立性の重要性を伝えながら、訴訟運営の在り方について、丁寧に伝えるようにしていくことが大切です（※後進の育成については、前掲第76回広島大学講演会「第4 1 (2) 後進の育成－修練の場としての合議」も参考にしてください）。

おわりに

大体時間になりました。50分という限られた時間でしたので、やや舌足らずになった点もあったかと思います。裁判官が大切にしている技術についても説明したいところですが、これは他日を期することにしたと思います。今日は裁判官魂というか、裁判に関する志のようなものをお話してみました。ご清聴ありがとうございました。